

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、翌日、
翌日、翌日
の日)

目 次

- ◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
身体障害者福祉法による更生医療機関の指定(〃)
土地改良区の役員の就任(農村整備課)
土地改良区の役員の就退任(〃)
土地改良区の定款の変更の認可(〃)
鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更(森林保全課)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(〃)
鳥取県指定保護文化財の指定(文化課)
鳥取県指定無形民俗文化財の指定(〃)
鳥取県指定史跡の指定(〃)
すくい網漁業の操業に関する指示
- ◇漁区漁調 委告示

告 示

鳥取県告示第三百五十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)第三条の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	高木 茂	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	三木 統夫	〃
〃	〃	國頭 七重	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
〃	〃	濱橋 孝寿	八頭郡智頭町大字智頭一八七五 国民健康保険智頭病院
整形外科	肢体不自由	中村 達彦	米子市両三柳一八八〇 博愛病院
脳神経内科	〃	足立 芳樹	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	荒賀 茂	〃
神経内科	〃	浦上 克哉	〃

泌尿器科	外科	小児科	外科	小児科	〃	〃	内科	整形外科	内科	整形外科	脳神経小児科	〃
腸の機能障害 ぼうこう又は直	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	〃	〃	〃	〃	心臓機能障害	〃	〃	〃	〃	〃
大山行教	石黒清介	岡空輝夫	芦田泰之	片山章	藤本幸弘	井川修	縄田隆治	池田正樹	陶山和子	高通也	小枝達也	下村登規夫
米子市車尾一二九三一 国立米子病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	〃	〃	〃	〃	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	〃	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険西伯病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五 国民健康保険智頭病院	〃	〃

消化器科、 循環器科、 及び内科	整形外科 及び理学診 療科	〃	外科	内科	心臓血管 外科及び呼 吸器外科	内科	形外科	内科	外科
心臓機能障害	肢体不自由	〃	ぼうこう又は直 腸の機能障害及 び小腸機能障害	〃	心臓機能障害及 び呼吸器機能障 害	心臓機能障害、 じん臓機能障害、 呼吸器機能障害	ぼうこう又は直 腸の機能障害及 び小腸機能障害	肢体不自由、じ ん臓機能障害、	小腸機能障害
山田晴成	渡部陽一郎	澤田隆	清水哲	平田成正	谷口巖	藤井武親	松田哲郎	田村矩章	平岡裕
山田内科医院	米子市錦町二丁目三九 渡部整形外科医院	〃	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	倉吉市明治町一〇三二一五 北岡病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	倉吉市東巖城一八三 北山クリニック	北岡病院	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険西伯病院	日野郡日南町生山五一一七 日南町国民健康保険日南病院

内科、胃腸科、理学診療科及び放射線科	心臓機能障害及びじん臓機能障害	石井敏雄	米子市旗ヶ崎九丁目一四―二九 旗ヶ崎内科クリニック
--------------------	-----------------	------	------------------------------

鳥取県告示第三百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関の指定を次のとおり行つたので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関（薬局）の名称	所 在 地
常 田 薬 局	鳥取市西町二丁目一〇一
杏 林 堂 薬 局	鳥取市興南町七八
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里七二三―四
鳥取県薬学総合センター 倉吉 薬 局	倉吉市南昭和町一七
北 斗 調 剤 薬 局	倉吉市新町三丁目一七七一
小 林 薬 局 東 町 店	倉吉市東町四三五―一〇
大 陽 堂 薬 局	倉吉市上井一丁目八―七
御 船 薬 局	東伯郡三朝町大字三朝八八八

惠 仁 会 薬 局	米子市加茂町二丁目二六
鳥取県薬学総合センター 西 部 薬 局	米子市車尾二二九五
皆 生 堂 薬 局	米子市皆生二七二六
素 間 元 氣 堂 薬 局	米子市東福原六丁目二一三〇
對 山 堂 薬 局	境港市本町三〇

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 柴 田 謹 吾 日野郡日南町下石見九七一三

平成七年三月二十七日就任 任期平成九年七月二十六日まで

鳥取県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 河西正治 鳥取市南隈三二一
 - 〃 川上亀雄 鳥取市安長三五三
 - 〃 岡田作太郎 鳥取市徳吉一八五
 - 〃 上山国男 鳥取市安長三五九
 - 〃 森本善夫 鳥取市安長五五八
 - 〃 坂本喜太郎 鳥取市秋里八六七
 - 〃 山本憲一 鳥取市秋里八一
 - 〃 山田亀男 鳥取市西品治七九〇
 - 〃 宮本久男 鳥取市西品治五六三
 - 〃 片山広道 鳥取市西品治五八八一
 - 〃 徳村栄蔵 鳥取市南隈五六
 - 〃 西村晃司 鳥取市晩稲二二六
 - 〃 前田義夫 鳥取市古海八三三―六
 - 〃 宮本一成 鳥取市徳尾二六
 - 〃 松村康夫 鳥取市賀露町八七二
 - 監事 米澤茂都 鳥取市秋里八三〇
 - 〃 天川利美 鳥取市徳吉一六一
 - 〃 中島建 鳥取市南隈六五
- 平成七年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 天川利美 鳥取市徳吉一六一

- 〃 川上亀雄 鳥取市安長三五三
 - 〃 上山国男 鳥取市安長三五九
 - 〃 森本善夫 鳥取市安長五五八
 - 〃 田中英明 鳥取市秋里八四四
 - 〃 山本憲一 鳥取市秋里八一
 - 〃 片山広道 鳥取市西品治五八八一
 - 〃 奥田寿一 鳥取市西品治六一二
 - 〃 河西正治 鳥取市南隈三二一
 - 〃 徳村栄蔵 鳥取市南隈五六
 - 〃 西村晃司 鳥取市晩稲二二六
 - 〃 前田義夫 鳥取市古海八三三―六
 - 〃 岡田和子 鳥取市徳尾三一五、四
 - 〃 松村康夫 鳥取市賀露町八七二―二
 - 監事 米澤気農 鳥取市徳吉一四六
 - 〃 木下英太郎 鳥取市秋里八〇〇
 - 〃 中島建 鳥取市南隈六五
- 平成七年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成七年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十五号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 二・二・五十七号夜見新開公園

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市夜見町字新開八

鳥取県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の

写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 吉岡地区地区計画及び蚊屋地区地区計画

二 都市計画を変更する土地の区域

1 吉岡地区地区計画

変更する部分

米子市吉岡字井手狭、字三軒屋中及び字熊党道上ノ一、熊党字高砂並びに浦津字下中河原

2 蚊屋地区地区計画

変更する部分

米子市蚊屋字清水、字下亀田、字南亀田、字西出口南川添及び字上清水

鳥取県告示第三百五十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、日吉津村今吉土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

変更前 平成三年三月二十九日から平成十二年三月三十一日まで

変更後 平成三年三月二十九日から平成十六年三月三十一日まで
二 施行地区

日吉津村大字日吉津及び大字今吉の各一部
三 事務所の所在地

日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場内
四 設立認可の年月日

平成三年三月二十二日
五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで
六 公告の方法

事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。
七 変更認可の年月日

平成七年四月十八日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 大

石

徹

彫刻・絵画の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
銅造誕生釈迦立像	一軀	胎藏寺	倉吉市井手畑一〇二	倉吉市井手畑一〇二
銅造誕生釈迦立像	一軀	山本公孝	倉吉市小田六四九	倉吉市仲ノ町三四五十八 倉吉博物館
銅造誕生釈迦立像	一軀	三仏寺	東伯郡三朝町大字 三徳一〇一〇	東伯郡三朝町大字三徳一〇一〇

鳥取県教育委員会告示第十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 大

石

徹

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
小松谷盆踊	西伯郡会見町御内谷	小松谷盆踊保存会

鳥取県教育委員会告示第十一号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

史 跡 の 部

名 称	所 在 地 又 は 地 域
若桜鬼ヶ城跡	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五二九一、一五二〇一、一五二〇二、一五二〇三、一五二〇四、一五二〇五、一五二〇六、一五二〇七、一五二〇八、一五二〇九、一五二一〇、一五二一一、一五二一二、一五二一三、一五二一四、一五二一五、一五二一六、一五二一七、一五二一八、一五二一九、一五二二〇、一五二二一、一五二二二、一五二二三、一五二二四、一五二二五、一五二二六、一五二二七、一五二二八、一五二二九、一五二三〇、一五三〇一及び一五三〇二並びに同町大字三倉字八兵衛谷一六二二三八、一六二三三九、一六二三四〇及び一六二三四一並びに同町大字三倉字奥城ノ谷一六二二二一、一六二二二二及び一六二二二三並びに同大字奥城ノ谷一六二二二一

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十

四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成七年四月二十一日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成七年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

- 一 承認の内容
 - (一) 承認を受けられる者
 - 県内に住所を有する者にあつては当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつては当該漁業の実績を有する者とする。
 - (二) 承認の対象となる船舶
 - 総トン数十トン未満の漁船
 - (三) 承認を受けた者の操業の条件
 - イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
 - ロ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。
 - ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
 - ニ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。
 - ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 二 承認の取消し
 - 一の(三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。